

「医師確保計画」等の策定について

1 目的

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布され、都道府県医療計画の中で、医師偏在指標を用いた「医師確保計画」及び「外来医療計画」を策定するよう、都道府県に求められているため、計画の策定に向けて協議する必要がある。

2 医師確保計画等の策定の背景

- 厚生労働省では、平成30年7月に医療法及び医師法の一部が改正し、医師数を全国横並びで比較する「医師偏在指標」に基づき、必要医師数等を算定し、医師確保に取り組むよう各都道府県に求めている。
- 「医師偏在指標」は、これまでの人口10万人当たりの医師数ではなく、都道府県の人口構成、患者の流入等、へき地等の地理的要件、医師の性別・年齢分布、入院、外来などの機能ごとの偏在、診療科別の医師の偏在などを反映した新たな指標である。
- このため、各都道府県では、実効性のある医師確保策を講ずることができるよう、医師偏在指標を用いた「医師確保計画」を策定するとともに、地域ごとの外来医療機能の偏在等を可視化し、その是正につなげる「外来医療計画」を策定する必要がある。

3 現状

- 医師確保計画（外来医療計画）の策定は「医療法及び医師法の一部を改正する法律」附則第5条第1項の規定により、令和2年3月31日までに策定する必要がある。
- このため、今後、この協議会の部会である地域医療支援センター運営委員会において議論し、改めて本協議会において審議をお願いする予定である。
- なお、2月に厚生労働省が開催したブロック別都道府県会議では、7月頃に国が医師偏在指標（患者流入の調整後）を提示することとなっていたが、8月末の都道府県会議（医療政策研究会・地域医療構想アドバイザー会議）では、9月中には提示する見通しが示されており、策定日程に遅れが生じている。

4 今後の日程

令和元年9月	医療対策協議会	現状報告（今回の会議）
10月頃	地域医療支援センター運営委員会	計画素案に係る協議
11月頃	医療対策協議会	計画素案に係る書面協議
12月	県議会厚生常任委員会 パブリックコメント	計画素案の報告 計画素案に係る意見照会
令和2年2月～	地域医療支援センター運営委員会 医療対策協議会 県議会厚生常任委員会	計画案に係る書面協議 計画案に係る書面協議 計画案の報告
3月	医療審議会 計画策定	改定計画案の諮問